

環境省同時発表

平成23年10月17日

## ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第7回会合

## (POPRC7)の結果について

残留性有機汚染物質を国際的に規制するストックホルム条約で規制対象とするべき物質について専門的な検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会」(POPRC)の第7回会合(年次会合)が、10月10日から14日までジュネーブにおいて開催されました。

本会合では、継続審議の1物質(HBCD)と新規提案の3物質(CN、HCBD、PCP)について議論され、PCP以外の物質については規制に向けた評価プロセスを進めることとなりました。

<今回の会合での決定内容>。

## (1) 条約対象物質：ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)

(提案国：ノルウェー)、【主な用途】難燃材

当該物質を規制対象物質とするよう締約国会議に勧告することが決定されました。

今後、代替物質、コスト及びその効果等の追加情報を収集し、次回第8回会合(POPRC8)において、附属書A(廃絶)、B(規制)等の特定と個別適用除外候補について検討されることになりました。

## (2) 条約対象物質としての検討

## ① 塩素化ナフタレン

(提案国：欧州連合)、【主な用途】エンジンオイル添加剤、防腐剤等

塩素数2以上を対象とすることとし、リスクプロファイル案(締約国会合へ勧告するための資料の前段階として作成する危険性の概要案)を作成する段階に進むことが決定されました。

## ② ヘキサクロロブタジエン(HCBD)

(提案国：欧州連合)、【主な用途】日本での用途は不明

リスクプロファイル案を作成する段階に進むことが決定されました。

## ③ ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類

(提案国：欧州連合)、【主な用途】農薬、殺菌剤

当該物質と当該物質の代謝物の関係について、さらに科学的知見を収集することとされ、次回会合で検討することとされました。

④ 短鎖塩素化パラフィン（SCCP）

（提案国：欧州連合）、【主な用途】難燃材

引き続き、毒性学的相互作用の評価等の情報収集等を行うこととされました。

【参考1】今後のスケジュール（予定）

2012年（平成24年）10月（予定） POPRC8

2013年（平成25年）（予定） 第6回締約国会議（COP6）

【参考2】「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」とは

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」は、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（PCB）、DDT等の残留性有機汚染物質（POPs：Persistent Organic Pollutants）の製造及び使用の廃絶といった規制に関する条約です。

条約対象物質への追加について検討するための検討委員会（POPRC）が設置されており（我が国の北野大 明治大学教授を含む31名の専門家より構成）、新たに提案された物質について、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討（リスクプロフィール）、③リスク管理に関する評価の検討プロセスを経て、POPs条約の締約国会議（COP）への勧告を行います。

COPでの決定の後、各加盟国は、対象物質について、国内法令（我が国は化審法等）で製造、使用等を規制することになります。

【参考3】関連するホームページ

経済産業省関連情報ホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/pops.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html)

POPs条約ホームページ（英語）

<http://www.pops.int/>

（本発表資料のお問い合わせ先）

製造産業局化学物質管理課長 河本光明

担当者：浜口、青柳

電話：03-3501-1511（内線 3691～5）

03-3501-0080（直通）